

議 事 録

令和元年度四万十町農業委員会 12 月総会

日 時	令和元年 12 月 25 日 (火) 午後 3 時 30 分 開議	
場 所	四万十町役場 大正地域振興局 2 階大会議室	
日 程		
第 1	指定第 17 号	会期の決定について
第 2	指定第 18 号	議事録署名委員の指名について
第 3	議案第 39 号	農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
第 4	議案第 40 号	四万十町農用地利用集積計画の決定について
第 5	議案第 41 号	農用地利用配分計画案に対する意見決定について
第 6	議案第 42 号	時効取得を原因とする農地についての権利移動又は設定の登記事案 に対する意見決定について
第 7	議案第 43 号	四万十町賃借料情報提供について
第 8	報告第 20 号	四万十町農業委員会活動報告について
第 9		その他

〔出席委員〕

- | | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 廣井 栄治 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 太田 祥一 | 10. 山本 道雄 |
| 11. 甫喜本 治誠 | 12. 山脇 文男 | 13. 伊東 智江 | 14. 武内 道則 | 15. 吉良 榮 |
| 16. 竹内 純 | 17. 中原 英昭 | 18. 宮脇 真弓 | 19. 林 幸一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 欠席 | 26. 甲把 雄 | 27. 市川 正司 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 欠席 | 31. 欠席 | 32. 山本 奨一 | 33. 東出 一茂 | 34. 宮谷 和夫 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 田村 守 | 38. 佐々木 通 | 39. 梶原 美智 |

〔欠席委員〕

- 25 番 窪田 良一 30 番 澤田 憲男 31 番 猪野 啓一

〔事務局〕

- 西田 尚子・林 和利・田中 淳一郎・宮本 和也・山川 美恵

事務局長 それではただ今より、令和元年度四万十町農業委員会 12 月総会を開催いたします。ご起立ください。礼。ご着席ください。会議に先立ちまして、会長よりご挨拶申し上げます。

会長 年末の大変お忙しい中ご出席いただきましてご苦労様です。昨年 9 月に新体制になり 1 年 3 ヶ月。新体制になった時には農地利用の最適化という言葉聞いて始まったかと思いますが、今私はしきりに人・農地プランの実質化という話をしております。国がこういう話ばかりしておりますが、皆さんにはアンケートについて大変お世話になりました。回収率も上がってきたと聞いております。事務局が整理しておりますが、来年度には農地プランの実質化を本格的にやっていかななくてはなりません。このことについては、地域の農業、農地をどう守っていくか、本当に今やるべきことだと思います。これをチャンスと捉えて、地域の意識を共有するという意味でも皆さんと共にやっていただきたいなと思います。それから、先日の役員会、常設審議委員会でも話題になって問題になっているのですが、後で事務局から詳しい話があると思いますが、農業機械に大型特殊免許がいるということで、後ろのロータリの幅が 170cm を超えたら全て大型特殊免許が必要となります。違反すると 25 点引かれて、一発免許取り消しで 2 年間免許が取れないと聞きました。このことが平成 16 年 7 月に施行されているそうです。今になってと思うかもしれませんが、皆に知らしめてなかったと思いますが、県下の自動車学校は満杯のようです。四万十市の方は、来年 3 月いっぱいは無理だそうです。県の部長にも話をして農家が農業出来なくなったら大変だということで警察とも話をしながら対処できないかと話をしていますが、難しいと思います。詳しくわかり次第皆さんにもお知らせしますのでよろしくお願い致します。以上です。

会長 それではただ今から、令和元年度四万十町農業委員会 12 月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第 7 条第 1 項の規定により、私が議長を務めますのでよろしくお願い致します。

議長 それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。ご起立をお願いします。今回の発声は、議席番号 8 番宮崎恵美子委員にお願いします。

8 番 四万十町農業委員会憲章の発声

委員 ～朗読～

議長 ありがとうございました。ご着席下さい。
本日の会議に、25 番窪田良一委員、30 番澤田憲男委員、31 番猪野啓一委員から欠席の届け出ております。

議長 次に、会議の成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第 9 条の規定により農業委員 19 名、推進委員 17 名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。

本日の議事日程はお手元に配布しているとおりです。それでは、議事に移ります。
日程第1、指定第17号「会期の決定について」を議題とします。
お諮りします。令和元年度四万十町農業委員会12月総会の会期は、令和元年12月25日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。
次に、日程第2、指定第18号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。
四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思えます。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に9番、太田祥一委員と、21番、岡村博品委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。
続いて日程第3、議案第39号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」ご説明いたします。ページは3ページです。件数は、窪川地域の2件になります。
譲受人・譲渡人の氏名・住所等については、お手元の議案書のとおりです。
添付資料、位置図等は1ページからとなります。それでは、番号1について説明します。土地の所在、平野字ヲカハナ312番1、地目、畑、面積、87㎡です。以下6筆あり、合計7筆で、面積が4,521㎡です。権利事由は、所有権移転の贈与。譲受理由は、相手側の要望。譲渡理由は、町外在住の為耕作が困難とのことです。下限面積は達成しています。申請地では、水稻・野菜を栽培する計画です。
続きまして、番号2、桧生原字ヨソウ屋式、944番1、地目、田、面積、1,124㎡です。以下2筆あり、合計3筆で、面積が3,697㎡です。権利事由は、所有権移転の売買。譲受理由は、相手側の要望。譲渡理由は、本人の希望とのことです。下限面積は達成しています。申請地では、水稻を栽培する計画です。以上農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 議案第39号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 はい、10番、山本道雄委員。

10番 譲受人から確認してまいりました。畑が3か所、田が4か所。譲受人は効率的に利用しております。水稻や野菜を作り農業に従事しております。周辺農地には影響はありま

せん。この件は兄弟間での所有権移転ですので問題はないと思います。

議長 それでは、番号 2 番。4 番、小野重明委員。

4 番 譲受人に聞いてきました。現況は田であることを確認しております。譲受人は農地を効率的に利用しております。譲受人は年間 150 日以上の農作業に従事しております。取得する周辺農地への悪影響を及ぼすことのないことも確認しております。譲渡人は県外に住んでおられて、高齢で処分したいということです。譲受人は専業農家で問題ないと思います。以上です。

議長 議案第 39 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 39 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 39 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 4、議案第 40 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 40 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 2 年 1 月 6 日付けで公

告したい旨、農業経営基盤強化促進法 18 条第 1 項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致します。なお、提出されました申請書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ページは、5 ページから 6 ページです。件数は、5 件になります。うち、窪川地域 4 件、西部地域 1 件です。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者の氏名・住所および、賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。添付資料、位置図等は 4 ページからになります。

それでは、番号 1 について説明します。土地の所在、興津字中新開、3143 番、地目、

田、面積、925 m²です。以下4筆あり、合計5筆で、面積が4,709 m²です。設定は、更新です。期間は、令和2年1月6日から令和4年12月31日までの3年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利は、使用貸借権での設定です。

続きまして、番号2 土地の所在、奥呉地字新改、288番1、地目、田、面積、540 m²です。以下2筆あり、合計3筆で、面積が2,650 m²です。設定は、更新です。期間は、令和2年1月6日から令和2年12月31日までの1年です。作物は、生姜を栽培する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。

続きまして、番号3 土地の所在、黒石字茶園畑、365番1、地目、田、面積、2,280 m²です。以下3筆あり、合計4筆で、面積が7,905 m²です。設定は、更新です。期間は、令和2年1月6日から令和6年12月31日までの5年です。作物は、柚子を栽培する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。

続きまして、番号4 土地の所在、志和峰字大ダバ、151番2、地目、田、面積、4,199 m²です。設定は、新規です。期間は、令和2年1月6日から令和4年12月31日までの3年です。作物は、生姜を栽培する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。登記簿上の地目は雑種地ですが、現況は田となっています。また賃借料は、植栽面積で計算されています。以上で窪川地域の説明を終わります。

続きまして、西部からです。番号5番、添付資料は16ページから18ページになります。位置図等は18ページをご覧ください。土地の所在地、古城字ヒナタセ1520番、地目は田、1,592 m²の1筆です。設定は更新になります。期間ですが、令和2年1月6日から令和4年12月31日までの3年になります。作物はハウスで椎茸を栽培する計画です。権利は賃貸借権での設定です。西部からは以上です。

議長 議案第40号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 11番、甫喜本治誠委員。

11番 借受人から話を聞いてきました。借受人は地域の担い手でもあり、更新でもあり問題ないと思います。以上です。

議長 それでは番号2番。28番、大西博之委員。

28番 借受人から話を聞いてきました。借受人は地域の担い手でもあり、今年この田んぼに生姜を植えて来年度に続き作付けしたいということです。再設定でもあり特に問題はないと思います。

議長 番号3番。

事務局 番号3について、欠席の澤田委員から、補足説明について事前に連絡がありましたので報告します。この土地は従来より利用権にて柚子を栽培しています。その設定期間が終了するにあたり、引き続き柚子を栽培するとのことで、契約を更新する

ものです。現地及び実施内容等、確認した結果、他への影響等、特に問題はないと認められます。とのことです。以上です。

議長 番号4番。32番、山本奨一委員。

32番 番号4番について、借受人から確認しました。借受人は主に生姜農家ですが、今年病気が発生して地区内で土地を探していましたがなかなか地区内に生姜農家がたくさんいて、地区外でないかと相談がありましたので、知り合いの農家が高齢でありながら水稻をかなりの面積で耕作しており、いい人がいたら貸したいというのを思い出して、セッティングした次第です。借受人は認定農業者であり地域の担い手でもあります。内容も利用集積計画の通りです。新規の設定ですが特に問題はないと判断します。以上です。

議長 それでは番号5番。15番、吉良榮委員。

15番 聞き取り調査し、12月22日現地確認にも行って来ました。田となっておりますが、椎茸栽培用に完備されたハウスです。設定する者は、後継者もおらず、前回設定する数年前より椎茸栽培をやめておりました。同じく設定を受ける者より話を聞いてきました。退職後、ずっと原木椎茸を栽培しております。ハウス周りの草刈りもしており、周辺農地へ悪影響を及ぼすことはないと思います。前回と同じ条件での契約で問題はないと思います。以上です。

議長 議案第40号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第40号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第40号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第5 議案第41号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第41号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」説明します。

別紙のとおり農用地利用配分計画案について、四万十町長より提出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いいたします。ページは、8 ページです。件数は、1 件になります。権利設定を受ける者の氏名・住所および、賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。添付資料、位置図等は 20 ページからとなります。それでは、説明します。番号 1、土地の所在、黒石字山瀬、1686 番、地目、田、面積 1,633 m²です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で、面積が 1,686 m²です。権利の種類は、使用貸借権の設定。期間は、県認可日から令和 10 年 4 月 30 日までです。水稻を栽培する計画です。これは再配分です。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

事務局 番号 1 について、欠席の澤田委員から、補足説明について事前に連絡がありましたので報告します。番号 1 番について、借受人から確認しました。借受人は、集落営農組織であり、配分計画案のとおり、とくに問題ないと判断します。また、現地及び実施内容等確認した結果、他への影響等、特に問題はないと認められます。とのことですので。以上です。

議長 議案 41 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 41 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 41 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 6 議案第 42 号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 議案第 42 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」説明いたします。今月は 2 件です。議案書は 9 ページ、添付資料は 22 ページからとなります。議案書に書かれています権利の方が今回所有権移転をして土地を取得した人となります。番号 1 番からご説明させ

ていただきます。七里字土居乙 1134 番 2、地目、畑、面積、29 m²につきまして、令和元年 10 月 15 日受付。登記原因、平成 5 年 10 月 5 日時効取得、登記目的、所有権移転とする登記がなされた通知がありました。現地は添付資料 22 ページから 24 ページの時効取得の位置図、写真等のおりで義務者の父の時から権利者が管理をしております。番号 2 番、志和字和田 348 番イ、地目、畑、面積、310 m²につきまして、令和元年 10 月 30 日受付。登記原因、昭和 59 年 6 月 24 日時効取得、登記目的、所有権移転とする登記がなされた通知がありました。現地は添付資料 25 ページから 28 ページの時効取得の位置図、写真等のおりで現況は倉庫となっておりますが、権利者が管理しています。登記官から登記簿上の地目が田又は畑である土地について、時効取得を原因とする権利移転又は設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には当該通知に係る事案が取得時効完成の要件を備えている否かにつきその実情を調査し報告書を県知事に提出することとなっております。審議決定をお願いいたします。

議長 議案第 42 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 番号 1 番。26 番、甲把雄委員。

26 番 先日、義務者から話を聞きましたが義務者の父の時に売買が行われていたということです。権利者は平成 5 年 10 月からこの土地を自己所有地として管理しており、時効取得が成立する前に義務者の父が亡くなったため、相続人である義務者との間で今回時効取得による所有権移転の登記となったとのことです。以上です。

議長 それでは番号 2 番。32 番、山本奨一委員。

32 番 権利者の方に話を聞きました。権利者の父が昭和 59 年に義務者から購入しましたが、相続の関係で印がもらえなかったのと、権利者が大工だったのもあり登記をしないまま自分の倉庫を建てて使用していましたが、権利者の父親が亡くなったため、権利者が相続したそうです。以上です。

議長 議案第 42 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 42 号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 42 号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 7 議案第 43 号「四万十町賃借料情報提供について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 43 号「四万十町賃借料情報提供について」説明します。本案件は、農地法第 52 条に基づき、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、地域ごとにおける賃借料の動向を収集し、農地の賃借料情報の提供を行うものです。今年 1 年間賃貸借権を設定しました農地 108 件、209 筆について調査し、12 月総会の決定を経て公表するものです。賃借料、抽出方法についてはお手元に配布しております別紙資料のようになっております。ご審議等よろしくお願いたします。以上です。

議長 もう少し詳しく説明をお願いします。

事務局 お配りしています A4 の 1 枚紙を見ていただきたいと思います。作物ごとに分類し、水稻以外は旧町村単位で集計しています。水稻は全て基盤整備済みと未整備に分けております。後は、一般の野菜類等と生姜、大豆、施設野菜、主として取引があるものを 7 項目に分類しています。次の賃借料は、10a 当たりの単価を算出し比較をしております。物納の場合は 1 袋 30kg 当たり 6,600 円に換算しております。この 6,600 円は今年の JA 四万十のヒノヒカリの単価 1 級 7,600 円、高知はたのヒノヒカリの 1 級が 5,600 円となっていてその平均で 6,600 円としたものです。計算方法ですが、先ほど言いましたように 1 年間の賃借料を地域、作物、基盤整備の有無ごとに区分して平均を出しております。その中でも取引上著しく高い場合や著しく低い場合が発生しております。平均額の 1.7 倍のものと平均額の 0.3 倍のものは外しております。残った賃借料の値の平均、最大、最小を求め公表しております。賃借料の表の見方ですが、データ数、備考とありますが、この例でいくと 98 (92) とありますが、98 は全ての筆数になります。そのうちカッコ内の 92 は、先ほど言いました、高いデータ、低いデータを除いて算定に用いた筆数となっております。その隣の備考欄に議案件数を入れております。一つの議案の中に水稻、生姜など混ざっている場合はそれぞれ 1 件として集計しています。この合計が必ずしも議案件数と一致するとは限りません。簡単ですが以上です。

議長 これで実際に取引、契約された中で賃借料情報を出していますので、これを見てもみますと、基盤整備したのが 11,300 円、未整備地域 11,600 円と高くなっていると

というのが今回の情報としては実際の金額だということです。

議長 議案第 43 号について事務局の説明が終わりました。

議長 議案 43 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

議長 はい、17 番、中原英昭委員。

17 番 ここに出ている平均額というのは実際の平均額ではないというか、最高額と最低額を引いた 92 の平均がここに出ている。最高額が 15,000 円、最低額が 4,000 円ということですか。

議長 はい、事務局。

事務局 この水稻の中に著しく高い、例えば反 3 万円とあった場合、先ほど言いましたように平均額の 1.7 倍を超えている価格であれば取り除きます。

17 番 最高額にも出てきてないのですか。

事務局 そうです。この中のデータで積算した最高額です。

議長 よろしいでしょうか。

17 番 はい。

議長 他に何かありませんか。

17 番 98 件中 92 件とか 67 件中 61 件、6 件引いている。1 割引いているということですよ。1 割引いてこれが平均になるということですか。

事務局 これは先ほど言いました、最大、最小を除いたものですが、この表の一番下の畑の旧十和村を見ていただきたいのですが、2 件中 2 件、実際の取引事例で農業委員会の利用権設定で出てきたものがこれしかありません。もちろんこれが平均かと言われたら、出てきたもので算出していますのでそういう理解でよろしく願います。

議長 ただ筆数としては 1 割として出てくるけど、その横の件数 33 件とありますが、その件数の 1 件の中に何筆も入っているんで、その 1 件がなくなるとその筆も無くなる。1 割というのはその人の筆が多くてその人が対象になれば筆も増えていく。そこはあまり気にしなくていいのではないのでしょうか。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 43 号 「四万十町賃借料情報提供について」本案を原案のとおり承認し、農地法第 52 条に基づく四万十町賃借料情報を別紙のとおり提供することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 43 号 「四万十町賃借料情報提供について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8 報告第 20 号 「令和元年度 四万十町農業委員会の活動報告について」を議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 報告第 20 号 「四万十町農業委員会の活動報告について」報告いたします。議案書の最後のページをご覧ください。総会は 10 月 25 日、11 月 26 日、12 月 25 日、役員会は 10 月 17 日、11 月 15 日、12 月 17 日に行いました。主な活動として 10 月 21 日に農業委員会研修会が須崎市で行われ、33 名が参加しております。11 月 13 日岡山県高梁市農業委員会の視察があり、東又のクラインガルテンにて、林会長、太田職務代理が対応しました。同じく 14 日高知県農業会議臨時総会がありました。21 日～22 日に中国四国ブロック女性農業委員研修会が広島県で行われ、宮崎委員、宮脇委員が参加しました。同じく 11 月 21 日に議会の産業建設常任委員会との意見交換会が行われ、4 名の役員が出席しました。11 月 27 日全国農業委員会会長代表者集会在東京都で 28 日まで行われ、林会長と東出委員、私西田が参加しております。12 月 1 日には、西部地区産業祭が昭和小学校で行われました。主な活動としては以上です。

議長 ただ今報告がありましたように、11 月 21 日、22 日と中四国ブロック女性農業委員研修会に宮脇委員、宮崎委員が参加して頂いておりましたので、お 2 人から報告を頂ければと思います。よろしく願いいたします。

8 番 報告いたします。11 月 21 日、22 日と北広島市のホテルセンチュリー 21 という所で中国四国ブロック女性農業委員・最適化推進委員の研修会があり、参加してきました。高知県からは 30 名程が参加しました。全体では年々増加しており 200 名ほどの参加者でした。ホテルに着くと真っ赤なカープのユニフォームを着たたくさん

のカープ女子に迎えいただきまして、若い人たちばかりかと思っていたのですが、私達と同じくらいの歳でした。1日目は13時半から始まり色々な話がありましたが、私は農業者年金の推進委員ですので、農業者年金の話で100年時代ですよ、年金がないと大変ですよ、年金は長生きの保険ですのでぜひ入ってくださいと進めてくださいと話がありました。次に講演がありまして、「食料自給率の向上と輸入農産物の減少について」という題で港湾労働組合の執行委員長の奥村芳明氏の話がありまして、すごくインパクトのある話でした。段ボールに詰めた野菜が1年も2年も野ざらしにしているのに腐らないと。それが地方の特産品に化けている、牛肉も外国産は科学的な成長ホルモン剤を使っているという話があり、輸入食品の恐ろしさを知りました。地産地消の大切さを思い知らされました。牛肉も絶対国産を食べてください。それから、夜には交流会がありまして、知事さんも来られて、じゃんけんで勝ったら牛肉のプレゼントもあって大いに盛り上がりまして、最初に高知県の委員さんが1番になり牛肉をゲットして帰りました。私には当たりませんでした。もう1人はステーキ肉でしたが広島県の人でした。すごく楽しかったです。2日目は、パネルディスカッションがありまして、4人のパネラーさんにコーディネーターの方が質問していく形でした。それぞれ農業している方が生き生きと楽しそうでした。私達も生き生きと楽しそうに農業することが未来に繋がって行くのではと思い、私ももっと楽しくニコニコした顔で農業しようと、楽しそうにやりゆうねと言うてくれる方がたぶん農業は楽しいと思ってもらえるので、この4人に学びました。今回の研修は、農家訪問の活動の模擬演習を広島県の女性農業委員さんがやって、すごく分かりやすく面白かったです。高知県の人達と2次会も行ってきました。和気あいあいと楽しかったです。来年は愛媛県の道後で6月11、12日くらいにやるそうです。これに行けるのは女性委員の特権ですので皆で行きましょうと思いい今回帰ってきました。以上です。

18 番

大体のことは宮崎さんが言ってくれましたので簡単に報告したいと思います。2年目で宮崎先輩に付いて行きまして、内容が9県の持ち回りで、前の県がやっていないことで今これをやったらいいなというような工夫をされた研修会でした。飽きの来ない、いい講演会でした。先ほど言われた残留農薬とか輸入の話だったのですが、今まですでに1万組の人に話をしているそうですが国策として全然変わらない状態です。日本人は1年間で4kgの添加物を食べているそうです。こんな物にまさかというような物にも入っているそうです。農家で自分ちの野菜を食べていたら間違いないと思いますが、そうはいかないですよ。外食とか売っているお弁当とかとにかく全ての物に入っていて、一生涯65年生きたとして125kgくらいは食べているそうですので、人間自体が死んでも腐りにくいそうです。日本人は。それを聞いてがっかりしました。ニュージーランドで地震があった時に日本人がかなり亡くなられましたよね、その時に向こうの人が日本人は後でいい、腐らないからと言われたそうです。それくらい国際的に日本人が添加物を食べていることを外国の人は知っているけど、日本人は知らないという現実を聞き、小さい畑でも野菜を作って子や孫にだんだん広げて皆が食べていく、便利を追いすぎないと思いました。豆腐とか納豆とか裏を見たら遺伝子組み換えではないと書いてありますよね、そんなの

信じられませんよね、大豆は窪川みたいはどこでも作っているわけではないので、なぜそう書いているのかというところと抜け道があるそうです。結局、遺伝子組み換えは皆食べています。含まれている重さの大きい物の4番目から下は何を入れても遺伝子組み換えはないと書いていいそうです。そういう事を聞くとこんなので日本はいいのかと思う研修会でした。非常に内容的にも高知県の委員さん同士が仲良くなり、お互いのことを話したりして、今は農業委員さんの3分の1は農業をしてない方がおり、農家ばかりではないそういう方ともここでしか会えないような人達に会えるということで、来年の6月愛媛県へ四万十町の委員さん6名で行って同じ気持ちになって帰って来て活動したいなと思いましたので、ぜひ今から計画をしてよろしくをお願いします。以上です。

議長

来年の6月には6人全員で行っていただけるようにお願いしたいと思います。それでは、11月27、28日と全国農業委員会会長代表者集会に出席していただきました、東出委員から報告をお願いします。

33番

11月27日、28日に東京で行われました全国農業者年金加入推進セミナー、県選出国會議員への要請活動、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会に林会長、西田局長、東出の3人で参加しました。農業者年金加入推進セミナーでは、主催者挨拶の後、清野諭氏の「筋活のススメ～筋力十歩行力で生活体力をキープ～」の記念講演があり、食品摂取の重要性、フレイル予防の3つの柱として、栄養、運動、社会参加を無理なく頑張りすぎないことが大切だと言っていました。加入推進に関する活動事例報告が3件あり、活動まとめとして、加入推進、名簿の作成、推進結果の記入、個別訪問時に年金基金シュミレーターを利用した試算表を活用、改選時に少人数での勉強会を開催、農用地利用集積計画申出時に、譲渡人、譲受人の加入、受給状況を確認、農業委員1人が年間1人の新規加入者を目標に活動する発表がありました。その後、国會議員への要請活動では5つの申し入れの中で特に地域で暮らし稼げる農業の実現に向けて新規就農者の育成と、必要な支援の充実としてUターンによる新規就農の促進に向けた支援策の拡充として後継者の方の親元に帰って来ることについて背中を押すような制度を国としても考えていただきたいと申し入れ、国會議員の先生方も協力して、県やJAなどの関係機関と連携して取り組んでいくと回答もいただきました。

2日目の令和元年度全国農業委員会会長代表者集会では、主催者挨拶の後、「人・農地プランの実質化」について活動報告があり、地域で話し合いをし、アンケート結果などを基に、地域の現状を見える形として地図化としてみんなで取り組んで、人・農地プランを策定し現在取り組んでいる報告がありました。これから四万十町では人・農地プランに取り組んで行く中で参考になる報告でした。

全国農業会議所では、新たな食料農業、農村基本計画の策定として「我が国の食料安全保障の確立と食料自給率、自給力の向上」「農地政策」「担い手、経営政策」「農村地域振興政策」「大規模自然災害への支援と備え」「農業委員会組織の体制強化」に重点をおき、取り組んでいくとの事です。生産者としては、担い手不足、労働力不足を特に力を入れて取り組んでほしいと思います。

人と出会い、人を知る大切さを学びこれからも地域のためにすこしでも頑張りたいと思います。

議長 27、28日とずっと会に参加しましたので、県下16名の方に来ていただきましたが、本当に疲れたと後から言われました。もう少しスケジュールを入れないでくれと言われました。来年はまた考えたいなと思います。お疲れ様でした。12月1日に西部地区産業祭がありましたので、その件について山崎委員から報告をお願いします。

35番 12月1日に昭和小学校グラウンド・体育館にて西部地区産業祭が行われました。窪川地域の委員の方々にもお世話になりありがとうございました。ジャンボカボチャですが今年は例年に比べ産業祭の開催が遅く、数や大きさが心配でしたが、それでも20名から35個の出品がありました。重量あてクイズには152名の応募があり、その中で1位が誤差-0.05kg、2位+0.58kg、3位-0.87kgという結果でした。処分ですが、今年も畜産農家をされている甲把さんをお願いいたしました。チャリティバザーについても多くの品物を提供していただきお礼申し上げます。そのおかげもあり、今年は35,600円の売り上げがありました。売り上げ金は今回昭和地区での開催でしたので、昭和保育所に寄付したいと考えております。以上ご協力ありがとうございました。

議長 第20号について事務局の報告が終わりました。
この件について何かご意見ご質問はありませんか。

2番 高梁市は何をメインに研修に来られましたか。

事務局 今回は、移住定住でした。四万十町としては、どんな施策をしているのか。農業委員会がメインというよりは、にぎわい創出課と農林水産課が中心で、今の四万十町の農業のことについて色々と意見交換して、町長も来てましたので町長が直接受け答えもしていました。

議長 会についてもクラインガルテンで行いましたので、関心して帰られました。他に何かありませんか。

6番 11月14日に高知県農業会議臨時総会が開催されていますが、臨時総会をやるということは何かあったのですか。

議長 通常は6月なんですけど、農業会議として毎年4月に市町村や農協等から会費を頂いているのですが、この会費を決定するために11月に決めないと来年度の予算に入れないので、臨時でやるということをしています。ただ、これだけの案件で臨時総会をするのがもったいないなということもありまして、来年あたりから理事の役員会で決定できるような手だてにしたいなと話をしています。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑が無いようですので、報告第20号 「令和元年度 四万十町農業委員会の活動報告について」を終わります。

議長 続いて、日程第9 「その他」の件について議題とします。事務局ではありませんか。

事務局 その他 農地利用状況調査の結果についてご報告します。7月から8月にかけて実施していただきました「農地利用状況調査（農地パトロール）」の調査結果を簡単にですがご報告します。まず、A分類の農地についてですが、調査前A分類の農地が全体で87筆54,430㎡ありましたが、今回の調査により、新たにA分類とされた農地が全体で5筆3,670㎡、A分類からB分類となったものは35筆22,664㎡、耕作再開等により農地へ再生されたものが8筆5,271㎡となっています。結果A分類は、36筆31,294㎡となりました。今回初めて調査をしていただいた委員さんも多く、初見でA分類と判断することが難しく見送った農地もあったことから、今回A分類と判断された農地は少なくなっています。また、この5筆については、関係委員さんに今後の活用意向を確認する「利用意向調査」をすでに開始していただいています。

次に、B分類の農地についてですが、調査前B分類の農地が全体で2,894筆1,331,041㎡ありましたが、今回の調査により、新たにB分類とされた農地が全体で240筆129,216㎡、昨年度までA分類であった農地のうち、B分類となった農地が35筆22,664㎡、B分類が解消されたものが3筆1,189㎡となっています。結果B分類は、3,166筆1,481,197㎡となりました。以上が今年度の利用状況調査の結果です。委員のみなさま、農地利用状況調査ご協力ありがとうございました。また来年度もよろしくお願ひします。以上で報告を終わります。

事務局 「農作業機付き農耕トラクタの公道走行についてガイドブック」というカラー刷り両面のものをお配りしています。

最近急に話題となってきており、町外では無免許運転となった事例もあったようですので、ご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが少しお知らせします。

今までは、農作業機（ロータリ）を付けてトラクタを公道で運転してはいけなかったようですが、今回見直しがされ、作業機を装着したままでも可能になったということです。

詳しくは、一読していただいて、ご自分に当てはめてチェックしていただきたいのですが、要は、チェックその4の免許の確認の所が重要です。

普通免許（小型特殊に分類されるもの）で公道を乗れるのは、トラクタの場合、作業機を取り付けた状態の寸法が「長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下（安

全キャブや安全フレームの高さ 2.8m以下)、かつ、最高速度 15km/h 以下の場合。これの内一つでも超える場合は、公道を運転するには大型特殊免許が必要になります。公道を走行する場合は、免許の件もありますが、免許があっても幅が 1.7m を超えた場合等は灯火類の設置が必要な場合があるようですので、十分気を付けていただきたいと思います。

詳しくは、農機具販売店などにご確認いただきたいと思います。トラクタに関しての情報提供でした。

議長 事務局からの「その他」の件が終わりましたが何かありませんか。

17 番 大型特殊免許は簡単に取れるんですか。

議長 6 時間乗らなくてはいけないそうです。1 日 2 時間しか乗れないので 3 日自動車学校に行って、あと 1 日が試験。普通免許を持っていれば学科はいらないそうです。費用がだいたい 10 万円だそうです。

2 番 2 週間前に 1 番空いている高知中央自動車学校に入校しましたが、受講は 1 月末から受かるのは 2 月 1 日。3 日間で 2 時間ずつ、6 時間乗って最終日に試験をしてくれるそうです。伊野の免許センターに行けば 1 発で取れるそうですが、1 回目は必ず落とすそうです。いくら技術があっても。今から入校する人は、4 月以降になると思いますので気を付けてください。

議長 委員の皆さん何かありませんか。

なければ「その他」の件については終了いたします。これで、本総会に付議されました案件はすべて終了しました。ここで、今年最後の 12 月総会ですので太田職務代理より閉会の挨拶をお願いします。

9 番 会長より今年最後ということで締め挨拶をしたいと思います。12 月総会お疲れ様でした。今年 1 年皆さんには色々お世話になりました。今日で今年の定例会は終わりますが、今年はアンケートの回収もありまして、皆さんにはご苦勞をお掛けしました。誠にありがとうございました。来年度につきましては、会長が最初の挨拶でも言いましたが、人・農地プランの実質化を進めていかななくてはならない年になります、地域に入っただいて座談会等にも皆さんに行っただくということになります。国から農業委員、推進委員がやれということですので、やっていかななくてはならないので、来年度もご足勞お掛けいたしますがよろしく願いいたします。

議長 ご起立をお願いします。以上をもちまして、令和元年度四万十町農業委員会 12 月総会を閉会します。礼。ありがとうございました。

閉会 午後 5 時 15 分